

能勢町障害者計画等推進委員会 平成 29 年度第 3 回会議議事録

開催日時	平成 29 年 12 月 20 日（水）午前 10 時 00 分から 12 時 00 分	
開催場所	能勢町保健福祉センター 2 階多目的室	
議 題	(1) 能勢町障がい者計画（素案）について (2) 能勢町障がい福祉計画・能勢町障がい児福祉計画（素案）について (3) その他 次回開催について	
出席者	委員	野村恭代、中田佐、田邊康、塩田恒美、細谷常彦、宇佐美哲郎、高橋基樹、中幸男、坂井幸一、松下和之、大崎年史、高田聡文、片瀬真由美、永棟真子、菱山侑子、浦田なつ美、重金誠（敬省略）
	事務局	瀬川、花崎、大植、疋田（敬省略）
議事の内容		
事務局	<p>みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより「能勢町障害者計画等推進委員会」第 3 回目の会議を開催させていただきます。本日は、年末で何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、12 時までの予定としておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>一つ、事務局からお詫びがございませう。今日は第 3 回でございませう。本庁にお越しの宇佐美ドクターには、診療の合間をぬって出席を頂くので、事務局と調整をさせていただきますまして、この第 3 回目で、出席を賜れたこともございませうので、ご紹介も含めて、先生から一言頂戴できればと思っております。若干お時間を頂ければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>	
宇佐美委員	能勢町国民健康保険診療所の宇佐美です。よろしくお願ひします。3 回目になって、参加させていただきますまして、医療の面で何か支援等ができればと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。	
事務局	<p>【開会】</p> <p>中委員が 10 分ほど遅れるとの連絡を頂戴しております。定刻となりますので、先に始めさせていただきますましてと思ひます。</p> <p>また、能勢町身体障害者福祉会・会長の八木キヨミ様、てしま会能勢分会・会長の藤原勇様、精神障害者地域活動支援センター咲笑相談支援専門員の石川貴之様は、あらかじめ欠席のご連絡を頂戴しておりますので、ご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、委員長より、ごあいさつを頂戴いたしまして、始めたいと思ひます。委員長、よろしくお願ひいたします。</p>	
委員長	<p>【あいさつ】</p> <p>おはようございます。本日は、今年度第 3 回目ということになりました。</p> <p>本日は、障がい者計画、そして障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案について、議論いただく場です。時間もあまりございませうので、あいさつは短めにと思ひます。これから能勢町の福祉をどのような方向で進めていくか、大事な審議の場になりますので、本日もこれまで以上に建設的なご意見を賜りまして、議論を深めていき</p>	

	たいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事進行は、委員長にお任せさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>議題（１）に入りたいと思います。「能勢町障がい者計画（素案）」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【（１）能勢町障がい者計画(素案)について】</p> <p>議題（１）「障がい者計画（素案）」について、説明させていただきます。</p> <p>初めに、事前に送付させていただきました資料を、お忘れになられている方はおられませんか。また、当日資料として、参考資料「障がい者計画・障がい福祉計画の見直しと障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査報告書」です。こちらは、第１回にアンケートを送らせていただいた調査の報告書になります。</p> <p>それでは、障がい者計画の素案についてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料１「第３期能勢町障がい者計画（素案）」で説明をさせていただきます。目次をご覧くださいませでしょうか。こちらでは、大きく五つの章立てで構成をさせていただいています。</p> <p>第１章は、計画の概要について、策定の趣旨、他の計画書との関連性を説明しています。</p> <p>第２章は、能勢町を取り巻く現状になります。こちらは、能勢町の手帳所持者数やアンケート、ヒアリング調査結果、結果からみえる課題について説明しています。</p> <p>第３章は、計画の基本的な考え方について説明しています。計画の基本理念や基本理念に基づく施策体系について書かせていただきました。</p> <p>第４章は、施策・取組みの展開になります。能勢町として、どのように取り組んでいくかになります。こちらは後程、ご説明をさせていただきますが、六つの施策体系の取組み内容について明記しています。</p> <p>第５章は、今回立てました計画をどのように進めていくか、推進体制について説明しています。</p> <p>第１章について説明します。１ページをお願いします。今回の障がい者計画は、平成２６年に批准された障害者権利条約、また障害者基本計画、大阪府障がい者計画など国・大阪府の関連計画と整合を図り、前回計画を継承しつつ策定するものです。こちらは、第１章^①の最後の段落に書かせていただきました。「国及び大阪府の関連計画と整合を図りながら、住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまちの実現にむけ、分野別施策の方向性を定め、障がい者施策の総合的な推進を図るために策定する」となっております。</p> <p>２ページは、大阪府の関連計画や社会福祉協議会が策定する能勢町地域福祉活動計画、今回策定する「障がい者計画」の上位計画である「能勢町総合計画」との関連性、３ページは、計画期間を図で示しました。今回策定します「障がい者計画」は、９年計画となっております。</p> <p>４ページをご覧ください。この計画を策定するにあたり、審議いただいている推進</p>

委員会とともに、地域自立支援協議会と連携・調整を図りながら策定する旨を書かせていただきました。

第2章になります。5ページ以降に、人口の推移や手帳の所持者数、アンケートの結果について記載しております。12ページ以降からは、アンケートの結果とヒアリング結果からみた「現状、課題」を記載しております。今回のアンケート結果は、今回の配布資料にある参考資料のアンケート結果の報告書として配布させていただいたものです。こちらは、前回委員会の中で、結果の概要として、施策の方向性を考える上で、関連する項目についてお示ししたところです。その中で、今回の障がい者計画の13ページ以降は、特に能勢町として取り巻く課題としてあげられた項目をピックアップして、計画に載せたものとなります。

22ページ⁵になります。こちらは「障がいのある人を取り巻く課題」と関連し、今回、アンケート結果に基づいて、障がいのある方を取り巻く課題を記載している内容です。⁵(1)「情報提供の機会・内容と相談体制の充実」は、16ページ、アンケート結果の「障がい福祉サービスを利用しやすくするために希望すること」の中の「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が高かったことや、「今後、相談体制に希望すること」の中で「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」の割合が結果として高かったことをあげて、「情報提供の機会・内容と相談体制の充実」を課題としてあげています。

次に(2)として「就労環境の向上」をあげています。こちらは、20ページ、21ページの「事業所・団体 アンケート及びヒアリング調査の結果」の「町内に障がいのある人が就労できる場所が少ない」というヒアリング結果や「就労先までの交通手段が少ない」「近くに通える施設や作業所の確保」という回答を頂いたことから「就労環境の向上」を課題としてあげています。

23ページ(3)として「移動手段の整備」をあげています。こちらにも、14ページ「今後、能勢町に力を入れてほしいこと」、20ページ、21ページの「事業所・団体 アンケート及びヒアリング調査の結果」で「移動手段の充実」の割合が高いこと、ヒアリングで「地域生活を送る上で外出しやすい生活環境の充実」や「交通の便が悪い、就労先までの交通手段が少ない」という声があったことから、今回、三つ目の課題として「移動手段の整備」をあげています。

(4)は「広報・啓発活動の推進」になります。こちらにも、17ページのアンケートの「差別がなくなるために必要だと思うもの」の中で「どのようなことが差別に当たるのか」という具体的事案の周知」の割合が高かったこと、14ページの「今後能勢町に力を入れてほしいこと」の中で「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」の割合が高かったこと、また、21ページの「事業所・団体 アンケート及びヒアリング調査の結果」の中で「各種制度や活動を充実させるとともに、周囲の理解を得ることが必要」といった声があったことから「広報・啓発活動の推進」を課題としてあげています。

次に、第3章、第4章について説明をさせていただきます。

24ページをご覧ください。計画の基本理念として、前回計画からの連続性・整合性

を図る意味合いから、また、国の指針にも謳われている地域共生社会実現のための整備の推進からも、今回は基本理念として「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち」とさせていただきます。

この基本理念を基に施策を展開していく上で、26 ページに示している六つの施策分野を考えております。六つとは「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」。二つ目は、「いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進」。三つ目は、「生活の質（QOL）を高める生活支援の推進」。四つ目は、「心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進」。五つ目は、「ともに学び成長する療育・教育の推進」六つ目は、「人権を尊重しあい、ともに生きるための啓発と交流の推進」。この六つを施策分野として掲げています。

「第2期能勢町障がい者計画における施策展開の進捗状況について」を事前にお配りしていますが、こちらは各関係課から取りまとめた前回計画の進捗状況です。今回の計画策定に向けて、前回計画の進捗状況を加味し、第4章では取組みを進めていきたいと考えています。

第4章です。27 ページになります。27 ページ以降は、第4章の「施策・取組みの展開」になります。まず、**1**「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」です。28 ページをご覧ください。（4）として「防災・防犯対策の充実」を取り上げています。29 ページの施策にも記載しているように「情報連絡体制の整備」で、避難行動要支援者名簿に個別支援計画の調製、更新作業を行い、災害弱者への連絡体制の構築を行いたいと考えています。

30 ページをご覧ください。**2**「いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進」になります。その中で、31 ページをご覧ください。（2）として「福祉的就労の場の整備促進」ですが、障害者優先調達法の実効性のさらなる取組みを推進するとともに、就労の場の確保の観点から「福祉的就労の場の確保」を記載しています。現在では、保健福祉センター内の喫茶コーナー、保健福祉センターの清掃業務を委託しているなど、こちらにも継続、確保を進めていきたいと思えます。

33 ページになります。**3**「生活の質（QOL）を高める生活支援の推進」です。こちらは、「福祉サービスの充実」と「生活における相談支援等の基盤整備の充実」という二つをあげています。地域で安心して生活を送れるよう、支援体制、情報の提供体制の整備で、現在、策定に向けて審議いただいている障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定、また、地域自立支援協議会を中心とした相談体制の整備、また基幹相談支援センターを中心とした相談体制の整備をあげています。こちらは、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれることなく、地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる地域共生社会の実現や、精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこと、また、障がい児支援の提供体制の整備という国指針で謳われている内容で記載しています。

35 ページをご覧ください。**4**「心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進」です。こちらにも、障がいの早期発見、早期治療、また、高齢化に対応するために、乳幼児から中高年者にいたる各ライフステージに対応した健康づくり、医療サービスの充実という各関係機関との連携を図りつつ、引き続き努めたいと考えています。

	<p>36 ページをご覧くださいでしょうか。[5]「ともに学び成長する療育・教育の推進」です。こちらは、発達障がいへの支援や関係機関との連携強化、また児童発達支援センターの体制整備、障がいのある児童への医療的ニーズへの対応についての体制整備を図り、療育・教育の充実を図りたいと考えています。</p> <p>38 ページになります。[6]「人権を尊重し合い、ともに生きるための啓発と交流の推進」となります。ここも、17 ページのアンケートの中で、「差別がなくなるために必要だと思うもの」で、「どのようなことが差別に当たるのか」という具体的事案の周知」の割合が高かったことや、事業所・団体ヒアリングで、「障がいのある人と家族が地域生活を送ることについて」で、「各種制度や活動を充実させるとともに、周囲の理解を得ることが必要」といった声があったことから、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の周知、また広報・啓発活動の推進に努めたいと考えています。</p> <p>すべての住民が参画できるような啓発活動、また、すべての住民が参加できるようなイベントの実施に努めたいと思います。39 ページに記載しています、すべての住民の方が気軽に参加できるようなふれあいの場を設けていくことに努めたいと考えています。</p> <p>40 ページです。こちらは、この計画を進めていくにあたり、計画の推進体制について記載しています。第5章では「この計画を推進するにあたりまして、国や大阪府、また近隣市町と連携を図りながら、また各関係機関と連携を取りながら進めていきたい」と記載しています。</p> <p>障がい者計画の説明は、以上になります。</p>
委員長	事務局より障がい者計画について説明がございました。説明につきまして、ご質問等がございましたら、お願いをしたいと思います。
委員	9年間の福祉計画、数字で身体障がい者や知的の状況を書いておられ、年代別をみてもらうと、9年たったら障がい者が高齢化になることが記載されているので、計画の基本的な考え方の中に、障がいを持つ人が高齢になった時に、介護保険のサービスとどうつなぐかということを書き込んでおいてもらうなり、訪問介護と連携するなりということも入れてほしいのが一つ。それから、障がいを持つ人が施設に行くのではなく、これからは地域で生活をしていくことを支えていかないといけない中で、グループホームのことがあまり書かれていないみたいです。どこかに、グループホームで生活をされている人を支える体制が抜け落ちているのかなと思います。高齢化の話は、事務局の報告の中で、高齢対応は最後の方で出ていましたけれども、最初に入れ込んでもらえるとありがたいと思います。
委員長	ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。
事務局	ご意見につきまして、障がいの方の高齢化に伴うことにつきまして、また地域での生活を支援していく体制につきまして、もう一度、見直して、盛り込めるところは盛り込んでいきたいと考えています。
委員長	では、今、意見がありました、9年の計画を見据えた中身、内容、それから住まいの場、グループホームという提案でしたが、住まいの場の整備をどう考えていくかについて、引き続き、事務局で検討いただくことでお願いしたいと思います。

	ほかには、いかがでしょうか。
委員	23 ページについて「移動手段の整備」が入っていると思いますが、26 ページの施策体系の①「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」と②「いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進」の項目に「移動手段の整備」という文言が入るところはないですか。
委員長	事務局、いかがですか。
事務局	施策の具体的な明記、明文化ができるかは、この障がいに関してというところで、この計画でどこまで盛り込めるのか検討させていただきたいというのが、一つあります。今回の障がい関係のアンケート調査、ヒアリングのみならず、高齢介護の話でも、移動手段は能勢町のまちづくりの根幹をなすところで、問題提起がなされる大きな話でもあります。庁内でも議論させていただいた上で、どこまで踏み込んだ明記ができるかもあわせて、先ほどの共生型サービスや、地域での住まいの話も含めて検討した上で、環境整備という項目で表現ができるかも含めて検討させていただければと思います。
委員長	ほかに、ご意見はございますか。お願いいたします。
委員	医療の立場から、35 ページの最後に「医療体制の充実」が、あまりにも寂しい。進捗状況をもて「町内医療機関対応を通じて医師との情報連携共有等に努めていく」となっています。医療機関連携会議に出ている身としては、実際に、事務的な話が多く、障がいに関連する話はあまりできていない。 われわれとしても、どういうニーズがあり、どういう対応が求められているというところが、お付き合いしている施設の方が何かあったら来られたりすることは、実際にあり、それぞれの先生方がそれぞれ連携を取っていると思います。実際、アンケートでは、医療費という面が大きな数字を占めているのですが、具体的に何に困っているかを、能勢町の医師なので相談していただいて、医療機関連携会議でどういう話し合いができていくのかというのは、実際、インフルエンザワクチンの話とか、たくさん議題があるので話ができないのも事実ですが、もう少し医療に関する何かを充実してもらいたい。この記載だと、実際に何が行われているのか分からないので、僕が知らないだけだと良いですが、よろしくお願いします。
委員長	今のご意見に対して、回答をお願いいたします。
事務局	ご指摘のように、今、特に、町内の医療機関の先生方がお集まりいただく医療機関会議に、この障がいと介護がどれだけ介入できるか、連携できるかというところで、過日、開催された医療機関会議でもそういう話もさせていただいたところです。今、具体的にそこでおっしゃるように、医療の分野の議論が大きい。これまでは、ずっとそれだけだったところを、これからは医療・介護・福祉の連携で、その会議を活用させていただいた上で、当然、町内で開業されているドクターの先生方にも実態等、あるいは課題等をしっかり共有させていただきたいと考えているところです。このあたりも、その会議をしっかりと連携を図らせていただきたいと思いますところで、今は進んでいるところです。先ほど、委員からもありましたように、9年間の計画でもあるので、そのあたりの表現とか、先ほど、見越した明文化の仕方もあわせて実行させていただいたら

	<p>と思います。</p> <p>基本的には既存の会議体、協議体をしっかり活用・連携をさせていただいた上で、情報を知らないというのを防ぐよう、しっかり補完していきたいと考えています。そのあたりの表現の明文化についても、検討させていただけたらと思います。</p>
委員	<p>繰り返しになりますけれど、医師としては、ニーズを知りたいが一番だと思います。調査していただいて、医師に周知していただけるところから、われわれに何ができるかが始まると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。障がい者計画は9年の計画ですけれども、この先、おそらく、日本の障がい者を取り巻く法律や制度が大きく変わっていくと思いますので、その都度、障がい福祉計画は3年ごとですから、おそらくタイミングで見直しや追加が必要になると思います。頂いたご意見を踏まえながら検討いただければと思います。ありがとうございます。</p> <p>ほかには、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>第1期からずっと会議、今回、第3期をさせていただいています。第1期は、親の立場で、ここの親の会が発足した時期で、その後、協議会を発足して、身体障がい者福祉会も立てたし、その後はてしま会が発足されて、第1期のときから運動した中で、徐々に能勢町の規模の中で、国際障害者年からずっとやって、障がい者の施設は、能勢は充実してきました。その中で、施設福祉ということで、施設は経営的に色々な分野で、国の法律改正等々により事業拡大などをされている。問題は、われわれは在宅福祉でみていた中で、施設だけではなくて、地域福祉でなんとかカバーしていきたいということで、国も、府から国の、親の会の各種団体がありますので要望して、徐々に、地域福祉に移行していこうと。施設だけでは対応できない。もちろん、在宅だけでは、それこそ親子共倒れになってしまうということで、こういう流れの中で、第2期が終わり、今度は第3期の9年間の計画ということで、確かに、委員がおっしゃったように、もう高齢になってきています。あとは、介護保険との関係がどうなるかということも懸念しているし、色々な施設では努力されて、グループホームとか色々されています。問題は、能勢特有の所は、地域福祉の中で、今、民生委員の副会長がおみえになられていますが、これから地域の福祉の関係の中で、民生・児童委員の役割が大きいと思っています。</p> <p>ただ、能勢特有の関係で、地域の中で一番難しいのは、世間体という一番大きな壁があり、その中で人権の問題が一番大きな課題になっています。ここは、正直なかなかクリアできない分野の1つです。そこが今後どうしていくかが大きな課題です。一応、全部この第3期の中で網羅されています。だから、それは、ありがたいです。</p> <p>今度、先生がおっしゃったように、3年ごとの修正がある中で、具体的にどうするかが大きな課題と思っています。特に言葉。私も、最初、福祉の関係だった時に、横文字が多くて、「これ、何やろうな」という感じでした。私、ずっと福祉の分野に携わっているから分かるけれど、ユニバーサルデザインとか、言葉がいろいろあるのです。NPO法人は、大体、今、分かってきたからいいが、最初、「NPO法人って、何ですか？」と言っていました。</p>

	<p>言葉の中で、例えば、コーディネーターは大体分かりましたが。CSWを、身近な住民の方が理解してもらおうと思ったら、福祉の専門分野だけが理解しても具合が悪い。例えば、パブリックコメントをして、民生・児童委員に提出された時に、民生委員も福祉のフォローばかりではないので、これが、参考資料になると思います。</p> <p>かみ砕いて分かるようにしないと。単に、机上論だけになるので、言葉として、こういう横文字とか、具体的な何か説明書きがあったらより一層徹底できると思います。以上です。</p>
委員長	ご指摘ありがとうございました。それでは、事務局お願いします。
事務局	ありがとうございます。委員からご指摘いただきました。CSW、コミュニティーソーシャルワーカーですけれども。28 ページに、アクセシビリティ、舌をかんでしまうような言葉を使わせていただいていますけれども、そのあたりの用語は、また別途用語集を注釈として入れさせていただいて、どなたが見ていただいても分かりやすい工夫をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
委員長	ほかにはいかがでしょうか。
委員	<p>2つです。1つは、公共施設の駐車場の件です。今、進捗状況を見ると、役所が今年度中に福祉車両用駐車スペースを整備するとなっています。確か、浄るりシアターも、今、トイレを改修しています。それは、ありがたいというもおかしいですが、もっと早くと思います。9年計画ですから、今現在、行っている計画はまったくその状態と同じことが書いてあって、実現ができれば、これは、約20年でなったかという思いが一つ。</p> <p>これは、役所もありがたいですが、やはり、能勢町でいえば、文化施設といえば浄るりシアターです。浄るりシアターにも専用の福祉車両用駐車スペースができないかと思ひます。</p> <p>僕、実際に見に行くと、「この場所がよいのではないか」と思ひ所がありますけども。もう一步、百歩譲って、もし役所の共用で、その時、使うというような、そういうソフトができればそれでもいいと思ひます。そちらにお渡ししたと思ひのですが、大体あの大きさで5つか6つの駐車スペースが国交省で決まっているのです。それは、浄るりシアターにもそのことを検討していただきたいという1点と、先ほど、高齢になることをおっしゃいました。いわゆる、車いすマークを付けると、見どころの町みために、「車いすでないといけない」と思われてしまう。保健福祉センターの福祉車両用駐車スペースに書いてあるように、いろんな人が利用できるという、場合によれば、低年齢者でも、そのときにちょっと調子が悪くなったとか、様々な人も利用できるというので、保健福祉センターの福祉車両用駐車スペースの書き方はいいと思ひます。ああいう形で、ある種、高齢者もそこを必要とする人が、利用できる形の駐車スペースを、ぜひとも浄るりシアターにも検討していただきたいというのが1点です。</p> <p>もう1つは、これがなぜかと思ひますが、今動いている計画、この第2期では、町職員、教職員に対する研修の実施ということでありました。これが、今回の計画では、どこを見てもない。僕が見た感じではないです。今、あるのだしたら、それはちょっと明記していただきたい。</p>

その時に、前に聞こうと思っていたのですが、この町職員、教職員に対する研修は、多分、町の職員などが、事業所に研修に行くという形で実施されてきたのですか。それとも、記載しているだけでできていないのか。

現実問題として、障がい者の一般就労は、実際は、こういう町だと特に、なかなか雇用の場をつくることができていないとあって、かなり難しい動きがあります。そうすると、研修という形でこの地域ですることによって、場合によっては、よその町に就労する時の助けになるし、事業所も一緒に支援しやすいと思います。

もう1つの提案が、これをひっくり返したものがほしい。これが、今、消えていることが問題ですが、障がい者が役所に職場研修する。その制度があったらとてもいいといます。それは、1つは、やはり、そこに住民が集まって、僕もそこで色々手続きしたりする時に、障がいをお持ちの方が、それは別にぱっと見て分るとか、分からないとか関係ないです。

少なくとも、町の職員が、どこかの事業所へ研修に行くより効果が上がる研修になると思います。こんなことを申し上げるのは、前に駐車場のことで、今、総務課に2人杖をつけている方がいますが、ものすごく対応がよいです。特に駐車場の件は、その人が頑張ってくれて、イベントをする時に、わざわざ「OKです」とまで言ってくれました。

それは、実は、主催者で、僕らのほうに障がいを持っている人間がいたから、すぐに対応してくれたけど、とにかく、そういう対応の中で、多分、このアンケートにもある、理解が進まないのはどうするとか、できたら役所に障がい者の実習制度、研修をつくっていただいたらありがたいです。

委員長	今、2点ほどご意見がございました。おそらく、多くの委員の皆様、第2期計画はお持ちではないと思いますので、事務局でお分かりになりますか。
事務局	はい。
委員長	それでは、お願いいたします。
事務局	<p>1点目、浄るりシアターにも福祉車両のスペースの検討ということでございます。能勢町の裏の、能勢町役場に駐車場スペースがありますが、舗装してない駐車場を借りている状況ではございます。そこから、浄るりシアターでは距離もあるという中で、どのような形で、今、委員に言っていただきましたが、役場の駐車場との共有という中で、どのような駐車場の体制ができるのか。</p> <p>できる限り、先ほど、総務課の職員の対応のことでお話もいただきましたが、ハードとして足りない所も今の所ありますので、そういう運用というか、何か催し物をされる時に、そういうスペースを確保できる形で、まず対応をさせていただく中で、将来的にはきっちりとした整備をできたらと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>第2期計画で、町職員、教職員に対する研修の実施という報告がありました。章立てを今回変えていますので、第2期の推進基盤の整備で、そういう施策を記載しておりました。今回は、その推進基盤の整備という第8の章立てはなくしています。</p> <p>なくした中で、その部分にはどこで記載しているのかと言ひましたら、40ページの</p>

	<p>第5章、計画の推進体制の4人材の育成と確保に、職員のさらなる質の向上を目指すとともにというところです。</p> <p>各種研修に参加しなければならないところを、一定記載はしています。委員がおっしゃるとおり、もう少し、職員も含めてですが、研修等々、資質の向上が伝わる形で記載ができたらということ、先ほどご意見をいただいた時に感じたところです。</p> <p>あと、提案のあった障がい者を受け入れる実習制度でございます。これは、どういう形で実施できるかは、ここですぐにお答えできるものではございませんので、庁内でどういう形がいいのか、福祉部局が中心となって考えることにはなろうかと思えます。総務関係の部署とも調整し、どういう形が一番いい形で、当然、能勢町内の施設とも協力させていただきながら進めていけたらというところで前向きに検討したいと思えますのでよろしくお願いをしたいと思います。</p>
事務局	<p>補足といいたいでしょうか。今の関連です。この間、差別解消法等の施行もあり、いわゆる合理的配慮や、差別的取扱いの禁止ということで、庁内においても、総務課が、一定の対応要領を策定しないとイケないとなっております。そちらでは、当然、町職員に対する研修や、情報、あるいは認識の共有が謳われ、担保されるものと認識しています。</p> <p>その中で、提案にございました、研修制度、実習制度等を含めて、町の組織体制で、どういう運用ができるかは、人事当局とも調整をさせていただきたい。そういう意味では、先ほど申し上げたように、40 ページの人材育成確保で、一定そういった表現が明文化できるのではないかと思いますので、その方向で検討させていただければと思います。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。それでは、ほかにも何かございましたらお願いをしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>28 ページの防災・防犯対策の充実です。この中で、福祉避難所の整備という項目があります。これは、私の中では、福祉避難所は保健福祉センターと認識しています。このあたりの、具体的な名称の記入とか、避難所としての役割を果たすためのことをもう少し書いたらどうでしょうか。29 ページ。ここに、情報連絡体制の整備と、防犯対策に啓発、防犯活動と書いていますが。この中に、もう少し具体的な内容を入れて取り組む方向がいいのではと思います。いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>防災、防犯の箇所ですね。少し防災の面での記述が必要ではないかという指摘をいただきましたが、いかがですか。</p>
事務局	<p>すみません。先ほど、提案がありましたのは、避難所の整備についての具体的な記載というところです。現在、能勢町の地域防災計画にて、地域避難所の指定をされているのは能勢町保健福祉センターです。</p> <p>これを、具体的に記載して、この避難所はどのような役割をするのかという記載は、少なくなっている、各個別の施策では書けていないところですので、そのあたりは検討させていただいて、避難所について1つ項目を上げるというところは、前向きに考えていきたいと思えます。</p> <p>避難所の場所の位置は、今、能勢町全体で公共施設等の整備の配置の見直しを全庁</p>

	<p>的にやっています。能勢町人口が少なくなってきたので、今まで持っていた施設の維持をしていくことが難しいことから、どの施設を残して、どの施設を再編してということ、今、並行して行っています。</p> <p>その中で、福祉避難所の位置付けにつきましてもまた変わる可能性もございます。そういうことも踏まえた上で、記載させていただけたらと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。それでは、そろそろ次の議題に移らなければいけない時間になっていますが、もしご意見があればお願いしたいですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>議題の2つ目に移りたいと思います。能勢町障がい福祉計画並びに能勢町障がい児福祉計画について説明を事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>障がい福祉計画・障がい児福祉計画の素案について説明させていただきます。</p> <p>1 ページに、計画の概要を記載しています。こちら、先ほどの障がい者計画の中でご説明させていただきましたように、障害者権利条約、国の障害者基本計画、また大阪府の大阪府障がい者計画という関連計画と整合性を図りながら策定する障がい者計画の具体的な数値目標であるところから策定することになっています。</p> <p>今回、障がい児福祉計画も、第1期で策定することになっていますが、1 ページの最後の段落に記載していますが、児童福祉法の一部改正がございまして、平成30年度から32年度までの3カ年を計画期間として、障がい福祉サービスの具体的な数値目標や、各年度における施策を一層充実させるために、今回、第1期能勢町障がい児福祉計画を策定することとなっています。</p> <p>2 ページ、3 ページになります。こちら、障がい者計画の説明をさせていただいたような図になっています。障がい福祉計画と障がい児福祉計画の位置づけ、また、計画期間を示し、今回、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、3年計画で策定したいと思います。2 ページの2 段落目に記載しています。また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は障がい児福祉計画を定めるものとされています。障がい児福祉計画は、総合支援法88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして策定することができることとなっていることから、前回にも説明させていただきましたが、障がい福祉計画と内容が重なるところが多く、今回、能勢町の計画は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体として策定したいと考えています。</p> <p>4 ページをご覧ください。こちら、先ほど、ご説明させていただきましたとおりです。今回の推進委員会とともに、地域自立支援協議会と連携、調整を図り、今回の計画の策定に努めたいという内容を明記しています。</p> <p>次に、5 ページになります。第2章になります。人口推移が、手帳所持者は、先ほどの障がい者計画と同じ内容となっています。12 ページ以降に、平成27年から29年の実績、見込量を掲載しています。その中でも、特に、計画数値より大幅な変化があったもの、また、前回の第4期能勢町障がい福祉計画での成果目標の進捗結果について、今回は説明させていただきたいと思います。</p> <p>16 ページをご覧ください。今回、第4期、前回の能勢町障がい福祉計画での成果目</p>

標として、福祉施設からの一般就労への移行について、平成 29 年度の年間の一般就労移行者を 3 人、また、就労移行支援事業所の移行者数を、平成 29 年度の年間就労移行利用者数を 4 人としました。

16 ページ目の③就労移行支援になります。平成 29 年度の年間の就労移行利用者数の見込みが今回 4 人とあります。また、平成 29 年度の年間の就労移行者数の見込みが 3 名でしたので、前回の計画の目標を達成できる見込みとなっています。

④就労継続支援 A 型です。一般就労に向けた訓練を求める人が見込み以上の増加数となっています。計画では 1 名で 3 年間とさせていただいています。平成 27 年は 2 人、28 年は 3 人、29 年は 6 名で、見込み以上の増加数となっています。

次に、19 ページをご覧ください。共同生活援助、グループホームが記載されています。こちらは、計画の目標数には達していませんが、平成 27 年度は 6 名、28 年度は 11 名、29 年度は 12 名で増加傾向です。

次に、第 4 期能勢町障がい福祉計画での成果目標として、施設入所者の地域生活への移行がございます。平成 29 年度までに 2 人を設定していました。そこで、20 ページ(4)②の地域移行支援になります。こちらも、平成 29 年度までに、2 名の地域生活への移行を達成する成果目標を達成する見込みになっています。

最後に、22 ページをお願いします。22 ページ③放課後等デイサービスです。こちらは、平成 27 年から 29 年度の目標として、2 名にしていますが、平成 27 年度は実績が 4 人、平成 28 年度は 6 人、平成 29 年度は 5 人で、計画の目標値を大きく上回っています。

次に、第 3 章です。32 ページです。こちらも、基本理念を記載させていただいています。こちらも、先ほどの障がい者計画と同様、「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち」を掲げています。

次に、35 ページ以降に、第 4 章として、成果目標の設定になります。43 ページ以降は、第 5 章で、障がい福祉サービス等の見込みを記載しています。こちらは、国の目標値から大阪府とのヒアリングを行った上で、能勢町としての数値を見込んだものです。

36 ページでは、福祉施設から地域生活への移行推進で、施設入所者の 1 人削減を目標にしました。

次に、37 ページ(2)として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築。もう 1 つ、(3)として、地域生活支援拠点等の整備を記載しています。こちらは、第 4 期の障がい福祉計画での成果目標として、入院中の精神障がい者の地域生活への移行の退院率の上昇、また、長期在院者の減少を目標設定していましたが、能勢町の対象者はその時はなしでございました。

しかし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備を国の指針とされているところから、今回、記載しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備も、第 4 期の計画の成果目標として、29 年度末までに少なくとも 1 つを整備することと記載していましたが、今回、平成 32 年度までに、少なくとも 1 つを整備するところに国の指針としても改められたことから、今回の計

画は、32年度末までに少なくとも1つを整備するところで記載しています。

次に、39ページ③をご覧ください。こちら、第4期の障がい福祉計画の成果目標として、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加、就労移行率が3割以上の事業所を5割以上にすることを目標としていましたけれども、能勢町には就労移行支援事業所がございませんでした。そこで、今回、39ページ③にも記載していますが、前回の障がい福祉計画に引き続き目標設定としているところです。

次に、⑤就労継続支援（B型）事業所における工賃の月額平均額になりますけれども、第4期の障がい福祉計画で平成29年度の目標額を13,271円で目標数値としたところです。

こちら、平成28年度末時点での実績が記載していますが、15,771円でございますので、目標数値を達成することができたところです。引き続き、工賃の月額平均額を、目標値として17,100円で設定しています。

次に、40、41ページです。こちらは、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築になります。こちら、障がい者計画に記載しているところになりますが、能勢町は障がい福祉圏域に少なくとも1カ所設置するところを目標に取り組んでいきたいと思っております。

次、43ページになります。43ページ以降は、障がい福祉サービス等の見込みになります。

48ページをご覧ください。先ほど、説明した就労継続支援A型の所になります。こちら、今回、見込みとして、段階的に増加すると見込んでいます。こちらは就労の訓練をする方が増えることで、第5章にもありました福祉施設から一般就労への移行推進を図っていければと考えています。

次に50ページをご覧ください。こちらは、共同生活援助、グループホームと施設入所支援になります。こちら、第4章でお話しさせていただきましたが、福祉施設から地域生活への移行推進で、施設入所者の1名削減を目標としたところです。施設から退所された方は、地域での生活をされるということで、グループホームへの移行を見込み、今回、共同生活援助と施設入所支援は目標設定いたしました。

次に54ページの障がい児支援サービスです。55ページ③放課後等デイサービスは、発達障がいの支援等も鑑み、増加するもので目標設定としたところです。

この障がい児福祉計画を進めていくに当たり、61ページ以降で推進体制を記載しています。こちらは、障がい者計画の推進体制と同様としたいと思っており、国や大阪府、近隣の市町、また関係機関と連携を取りながら進めていきたいと考えています。現在、こちらの障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、大阪府との調整を並行して行っている所でございます。調整いたしましたら、再度、各委員様にはご報告しまして、ご議論いただき、内容と共にまた修正させていただき、今後、障がい者計画と共にパブリックコメントをあげていきたいと思っております。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画の説明は以上になります。

委員長

ただ今、事務局より障がい福祉計画と障がい児福祉計画について、説明がございました。ご質問等があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員	<p>この29年度で、見込みですけれども、一応、ある程度の見込みがされています。今年度、30年、31年、32年と、この3年間でこういう事業がありますということでチェックした中で、例えば43ページ、訪問系サービスの、例えば①居宅介護で、身体障がい者の関係で、29年度の見込みが月6人で266時間になっていたのが、30年度は7人で、時間が251に減っている。それが一つと、精神障がい者の部分も、29年度のサービス見込み量が5人、月単位で月56時間が、30年度、31年度、32年度、5人でいいのですが、時間が56から55になっているのです。</p> <p>次が、例えば46ページの日中活動系サービスの見込みで①生活介護で、精神障がい者の見込み量で、30年度は2人で月35人日分、29年の見込みが2人で37人日分になっているので、29年度との整合性の問題。</p> <p>それと、②自立訓練の中で、精神障がいの。47ページですが、精神障がい者で、30年、31年、32年が1人、月1人で21人日分が、29年度が1人で30人日分になっている分で、急に減っている。29年度の見込みがどうなのかなということですよ。</p> <p>48ページの就労継続支援のA型の中で、精神障がい者の関係で、29年の見込みが月3人62人日分が、30年度だけが56人日分になっているので、その辺の問題。</p> <p>就労を継続しているB型、身体障がい者の関係で、3人はいいけれども、29年度が56人分になっているが、48、48、48人日分になっており、その辺の数値のところですよ。</p> <p>それと、もう一つが52ページの相談支援系サービスの相談支援系サービス見込み量の①計画相談支援で、精神障がい者の欄があり、29年度の見込みでは3人になっている。それが1人減るので、そこが気になっている。</p> <p>57ページですが、①相談支援事業、②理解促進研修・啓発事業があり、3年間、無、無、無。前回も3年間、無、無、無になっていた。先ほどの広報や理解を深めるために、9年計画の中に入っているの、何か具体的にアンケートの中でも、特に理解できるところが多いということで、ここは何かの関係で、別に無、無、無も何か味気ないと思います、何か3年目標で一つぐらい、1回ぐらいはしていただきたい。実施主体をどこにするかは別として、何かこう、この計画で参画した者にとっては、何か無、無というのは何だろうという感じです。できれば、無を少なくする方向で、この3年でも無理だったら、9年間の間で、3年後に見直しがありますが、何か一つでも、少しずつ、大変だとは思いますが、やってほしいという思いを持ちました。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。一つ目が、これまでの実績および実績見込みと今後の見込み量との整合性について、29年度の見込みか、もしくは今後の見込み、どちらか分かりませんが、その点のご説明を頂きたいということ、あともう一つは、理念に対して具体的な計画に反映をされているかどうかということですね。理解促進研修・啓発事業です。こちら3年間、無のままいくのかということですが、事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほどご指摘いただきました29年度の見込みと30年度以降の見込み量には、先ほど幾つかございましたところにつきまして、もう一度、見直しをしたいと思います。</p> <p>57ページの理解促進研修・啓発事業ですが、こちらにつきましても、障がい者計画でも意識啓発は明記されていますので、実施するのはなかなか難しいところもあるか</p>

	も分かりませんが、取り組んでいけるようにしていきたいと思います。
事務局	<p>若干、補足になりますが、理解促進研修・啓発事業に合致する形で事業が打てるかということで、こちらは無になっています。</p> <p>ただし、障がい者計画にありますように、啓発をしていくという取組みは大切なものと思いますので、できる限り有ということできたらいいのですが、それが事業の要件を満たさなくても、そういう啓発、住民の理解、皆さんの理解を深める取組みはしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ここはこのまま無という表記になるのか、もう一度、検討させていただき、そういう事業として実施することができるのかを、再度、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
委員長	では、1点目の実績と見込みは、次回の案ではなくて、計画が出されるときに説明をされるのでしょうか。
事務局	<p>後にお話をさせていただこうと思ひましたのは、パブコメの関係も含めた本日のご意見、ご指摘を踏まえた修正後の対応になろうかと思ひます。</p> <p>パブリックコメントは30日以上供さないといけないことになりますので、後に次回の日程調整も踏まえた中で、パブコメの日程、その始まり前には当然、本委員の皆さまにお目通しもいただいて、パブコメに供する資料として承認をいただいた上でのパブコメになりますので、本日のご指摘、先ほど福祉計画の数値も含めて、障がい者の計画も含めて、委員長とも調整等もさせていただいた上で、委員の皆さまにご送付させていただいて、ご意見も改めていただいた上でパブコメに供したいと思ひますので、今のご指摘の修正、数値の修正等も含めて、早急に手続きを踏んで、皆さまにご送付の上、承認を賜りたいと思ひています。</p>
事務局	<p>先ほどの実績と30年度以降の見込みです。平成27年度、28年度につきましては実績が出ていますので、それを記載させていただきましたが、見込みについて平成29年度はまだですので、28年度までの実績、また29年度10月時点での実績から、今後、増えるであろうと見込んで、29年度の見込みは記載しています。</p> <p>30年度以降は、27年、28年度の実績を基に、29年度の見込みと30年度以降の数字で、多少、先ほどおっしゃったような差が見られているところもございましたので、そこはもう一度、29年度の見込みと27年からの数字をもう一度確認しながら、30年度以降の見込みを見直していきたいと思ひます。</p>
委員長	それでは、他にご意見等はございますか。お願ひいたします。
委員	<p>2点、質問させていただけたらと思ひております。</p> <p>37ページ、地域生活支援拠点等の整備ですが、能勢町は面的整備と伺っていますが、どういう状況になったら、整備されたことになるか、というイメージを教えてくださいということ、あと55ページにある医療的ケア児のための関係機関の協議の場にコーディネーターを少なくとも1名配置と記載しているのですが、具体的にはどういう職種とか、どういう方を検討いただけているかというあたりを教えてくださいと思ひます。</p>
委員長	では、事務局、お願ひいたします。

事務局	<p>37 ページの地域生活支援拠点等の整備で、32 年度までに少なくとも一つ整備するというお話だと思います。こちらは、今、地域自立支援協議会の中で議論しています。先ほどおっしゃったとおり、面的整備という方向で、今、進めています。</p> <p>能勢町の協議会の中で考えているところでは、能勢町内でどういう障がい者施設があるかとか、どういう団体があるかとか、拠点整備の中で謳われている相談体制の整備や、研修体制の整備、緊急体制の構築、そういう体制が目に見えるようなものを、こちらで考えているのは一つ、シートのようなもの作っていききたいと思います。そういったもので、皆さまの目に見える形で作成ができた時点で、地域生活支援拠点等を能勢町としては整備されたと、今、考えています。</p> <p>まだ、こちらは、平成 27 年度以降、進めているところですが、まだ整備には至っていませんので、32 年度を目標に整備しているところです。</p>
事務局	<p>2 点目ですが、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの職種ですが、能勢町役場、職員の数も多くありませんし、専門職の職員もおりません。このコーディネーターをどう配置するのか。まず直営で職員を雇用するのか、また違う形で配置するのかという検討もあります。職種も、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等という分野の支援ができるコーディネーターというところで、どのような形で配置できるのかということについて検討を進めているということでございますので、お願いをしたいと思います。</p>
委員長	<p>今、ご説明がございましたけれども、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
委員長	<p>それでは、他にご意見等がございましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。</p>
委員	<p>放課後等デイサービスの事業の立場からです。学童期の子どもたちなので、当然、学年が上がっていきます。学年が上がれば、進学という問題にも必ず当たっていくわけで、その間に家族の思いとか本人の思いなども色々聞く機会がとても多いのですが、この間、まだ進学先が決まっていない児童がいらっしゃって、能勢町の方も各方面とのケース会議とか、連携の中で、色々お話を組み立てている最中かと思います。3 年後に進学、あるいは生活介護などの選択があることは、ある程度の学年の見通しは付くと思うので、その見通しを含めて、今後、早めに検討を始めてもらい、進路の見通しができるだけ早くスムーズに進められれば、本人も家族も安心されるのではないかなと思いますので、その点をお願いしたいです。</p> <p>それに当たって、制度的にすごく難しい部分だとか共有できない部分で、色々な問題点があるのも重々承知の上です。先ほど様々な件について、大阪府と連携をとっていることもお話しされてきましたので、特例という形とか、能勢町としての前例をつくっていく進め方、在り方みたいなものを、今後、検討してもらえれば、きっと今後、進路先で悩まれる方、具体的にどうすればどうなるという所で悩まれる方が少しでも気持ちが楽になられたり、軽減されたりなるのではないかと思います。</p> <p>制度的なこと、色々できること、できないことがもちろんありますので、そのあたりは重々承知で、難しいことをお願いしている感じで申し訳ないのですが、そうい</p>

	<p>うこともあえてというところで、意見として申し上げさせていただきたいと思いました。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。大変貴重なご意見を頂戴いたしました。どうでしょうか。</p>
事務局	<p>大変貴重な意見をありがとうございます。おっしゃるように、子どもたちの成長は日々、刻々と進んでいくものですので、一定の見通しは立てますけれども、特に今、お話しいただいているような点について、3年のスパンで変化が出てくるとい部分があるかと思えます。</p> <p>それにつきましては、当然、当該児童、生徒のお体の状況とか、成長、発達段階の過程で変化もあるので、寄り添った相談、体制をしていきたいと考えますので、この福祉計画で言うと、更新の折には内容を反映していく形で進めて参りたいと考えています。</p> <p>それと、大阪府と、あるいは近隣の圏域等で色々調整をしていただいて、なかなか具現化できない計画の内容の部分もでございますので、そのあたりは、特例とか、前例というか、そういったことができるだけ可能であれば、既存の制度に固執することなく、必要なものは必要なものとして進めていける取組み、働きかけ等調整はしっかりさせていただきたいと思えます。</p> <p>今現在、大阪府にかなり無理を申し上げて、働きかけをさせていただいておりますし、当然、広域行政の大阪府ではなし得ない、個々の自治体でしっかりしないといけないところもあろうかと思えますので、そのあたりは庁内で検討させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>それでは他にご意見等はございますか。よろしいですか。では、特に質問、ご意見等もないようでしたら、次の議題に進みたいと思えます。</p> <p>それでは議題の三つ目です。その他に移りたいと思えます。次回開催について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、先ほど質問とも関連をして、若干、触れましたが、この後、本日、頂戴しましたご意見、ご指摘等を踏まえて、委員長とも調整もさせていただいた上で、一定の形になりましたら、即座に皆さま方、委員の皆さまにご送付させていただいて、ご確認をいただきたいと思っています。その後、パブリックコメントに供させていただきたいと考えています。</p> <p>次回、開催の予定を、前回のこの委員会でもあらかじめ決めさせていただいておりますので、今回も第4回の開催の日程をこの場で決定させていただきたいと思っております。その上で逆算するような形でパブコメの期間をしっかりと担保していくと考えていますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局で今、思っていますのが、2月28日水曜日です。2月28日水曜日の同時間、この場所で思っていますけれども、差し支えはございませんか。それでは2月28日10時で、この場所での開催で、ご予約のほど、よろしくお願ひしたいと思えます。</p> <p>パブコメを30日以上供することになっていますので、この2月28日の開催の際には、パブコメ等の意見も含めた上での資料提供を皆さま方にご確認いただかなければいけないということになりますので、2月の中旬あたりにパブコメの締め切りという</p>

	<p>形を取らせていただければと思います。そこから 30 日以上、担保することになりますので、1 月上中旬あたりにはパブコメに供することになりますので、この後、年末年始にかけて、資料に本日のご意見等を調整させていただいたものをご送付申し上げます。非常に短期間になりますけれども、ご確認をいただいた上で、また不備等があれば、ご指摘も早急に賜った上でパブコメに供したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、お配りしております第 2 期の障がい者計画の進捗状況、A 4 横のペーパーでございます。これは、第 2 期の進捗状況を各関係所管課に現在の進捗、あるいは今後というところで取りまとめをしたものでございますので、率直な意見をそのまま記載させていただいています。外部に出ても、何ら差し支えのあるものではございませんが、とりわけ最終ページは、次期計画に関する新規事業調査シートと称して、福祉課の主観的な思いも活字として記載しています。これは何も庁内で広くオーソライズできたものでもございませんので、こういった意見も踏まえて、今回、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に福祉としての思いとか、アンケートあるいはヒアリング調査も踏まえて、計画の中に受け込ませていただいているものでございますので、福祉の偏った意見は適切ではないかも分からないですけれども、特に最終ページは独り歩きしてほしくないという思いがございますので、そのあたりは、嚴重によりしくお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>先程、次回の日程の 2 月 28 日で設定をさせていただいたところですが、現在、大阪府との上位計画との整合で、大阪府と協議をしています。こちらの協議がもしも仮にパブリックコメントを予定している 1 月中旬までに整わなかった場合は、2 月 28 日で予定をしている日程も、万が一、それが間に合わなければ、変更になろうかと思っておりますので、その際は大変申し訳ないのですけれども、再度、日時の再設定をさせていただくことになろうかと思っております。あわせてお含みおきいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ただ今、事務局から今後の予定、そして日程等について、説明がございました。確認点などございませんでしょうか。</p> <p>では、今回は、現時点では 2018 年 2 月 28 日 10 時からご予約をいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、本日、お集まりいただきました皆さまから、何かご意見等がございましたら、お受けをしたいと思います。</p> <p>それでは、以上で本日全ての案件が終了いたしました。皆さま、大変お世話になりました。ありがとうございます。これももちまして、進行役は終了とさせていただきます。あとは事務局にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>皆さま、本日は大変ありがとうございます。慎重な審議のおかげをもちまして、ご意見を賜れたところでございます。内容を反映させていただいた上で、先ほど申し上げたようなことで、進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、最後に副委員長より閉会のお言葉を頂戴して、本日の委員会を終えたい</p>

	と思います。どうぞよろしく願いいたします。
副委員長	どうも失礼いたします。どうもお疲れさまでございました。能勢町障がい者福祉計画等推進委員会第3回、貴重なご意見等々、たくさん頂きまして、ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。